

異動が判明する時点		振替後の形		異動日を挟む振替の取扱い
	振替後の勤務日 又は 週休日	異動前	異動後	
週休日の振替を行なった後	到来前	勤務日	週休日	【原則】振替後の週休日とする日を振替可能期間内にある異動前の別の日に変更することとし、変更できない場合は、振替を取り消す(①) 【例外】各省各庁の長が同一であって、かつ、公務運営上の支障がない場合は、振替を引き続き有効とすることも可能(③)
		週休日	勤務日	異動前の勤務時間の割振り権者は、異動後の官職における勤務を命ずる権限がないため、振替を取り消す(①)
	到来後	勤務日	週休日	各省各庁の長が同一の場合は、振替は有効(③) <u>各省各庁の長が異なる場合は、振替後の週休日のみ無効となる</u> (注)既に到来した振替後の勤務日は、正規の勤務時間を勤務したものとして取り扱う
		週休日	勤務日	<u>振替後の勤務日のみ無効となる</u> (注)既に到来した振替後の週休日は、勤務時間が割り振られていなかったものとして取り扱う
週休日の振替を行う前		勤務日	週休日	【原則】このような振替は行わず、異動前の週休日と異動前の勤務日との間で振替を行うか、振替を行わない(②) 【例外】各省各庁の長が同一であって、かつ、公務運営上の支障がない場合は、このような振替を行うことも可能(③)
		週休日	勤務日	異動前の勤務時間の割振り権者は、異動後の官職における勤務を命ずる権限がないため、振替は行うことができない(②)

【用語の定義】

- ・各省各庁の長：勤務時間法第3条に規定する各省各庁の長をいう。なお、勤務時間の割振りに関する権限が委任されている場合も、委任元の当該各省各庁の長をいう
- ・勤務時間の割振り権者：各省各庁の長及び勤務時間の割振りに関する権限の委任を受けた者をいう
- ・週休日の振替(振替)：人事院規則15—14第6条第2項に規定する週休日の振替等をいう
- ・振替可能期間：勤務時間法第8条第1項に規定する人事院規則で定める期間をいう
- ・振替後の週休日(当初の勤務日)：振替により週休日等に変更する日をいう
- ・振替後の勤務日(当初の週休日)：振替により勤務時間を割り振る日をいう

【留意点】

- ・不適切な振替(二重下線の例)だけでなく、原則として、定期的な異動日(4月1日等)を挟む週休日の振替は、できる限り行わないことが適切である
- ・①及び②の場合の週休日の勤務は、全て超過勤務として取扱う
- ・③の場合、異動後の勤務時間の割振り権者において、振替後の週休日を振替可能期間内にある別の日に変更することも可能
- ・③の場合、異動前の勤務時間の割振り権者は、当該異動する職員に対し、週休日の振替は有効であること及び異動後の状況により振替後の週休日に変更される可能性があることを速やかに口頭等で通知すること。また、異動後の勤務時間の割振り権者に対し、週休日の振替に関する資料の写しを速やかに送付すること